

令和8年度 第1回 浅間小学校運営協議会

日時：令和8年5月13日

13:30～15:30

会場：浅間小学校 会議室

※開催要件確認

13:30 日程説明

説明【教頭】

新規委員の紹介

13:35 授業参観

14:05

<次 第>

全体司会【教頭】

1 会長挨拶

2 校長挨拶

(3 新規委員任命書交付)

4 委員紹介

5 浜松市学校運営協議会規則確認

6 議長の選出

7 前回会議録及び令和7年度協議会自己評価の確認

8 熟議

進行【議長】

(1) 学校運営の基本方針について (20分)

【校長】

(2) いじめ防止基本方針について (10分)

【校長】

(3) 本年度の目標について (15分)

【会長】

(4) 夢育やらまいか事業CS加算分に対する意見書について (5分)

【教頭】

9 連絡

進行【教頭】

・ 次回開催日時について

・ 第2回協議会の熟議内容と議長選出について

今後の学校運営協議会開催予定

7月24日(金)	第2回	学校運営協議会	13:30～15:30(予定)
11月6日(金)	第3回	学校運営協議会	13:30～15:30(予定)
1月28日(木)	第4回	学校運営協議会	13:30～15:30(予定)

第1回 学校運営協議会出席者名簿

学校運営協議会委員 会長	鈴木 秀志
学校運営協議会委員 副会長	高橋 与人
学校運営協議会委員	伊藤 元之
学校運営協議会委員	市原 美智恵
学校運営協議会委員	鈴木 明子 学校支援コーディネーター
学校運営協議会委員	岡本 弥佐
学校運営協議会委員	岩崎 香織
学校運営協議会委員	川合 正二
学校運営協議会委員	河合 文恵

オブザーバー	浜松市南部協働センター所長 加藤 晴康
--------	------------------------

学校支援コーディネーター	鈴木 由紀
学校支援コーディネーター	佐藤 穂

校長	鈴木 啓二
教頭	高木 康泰
教務主任・CS担当	宮崎 由季
CSディレクター	栗田 加奈

教育委員会	教育総務課 地域連携グループ 清水 悠
-------	------------------------

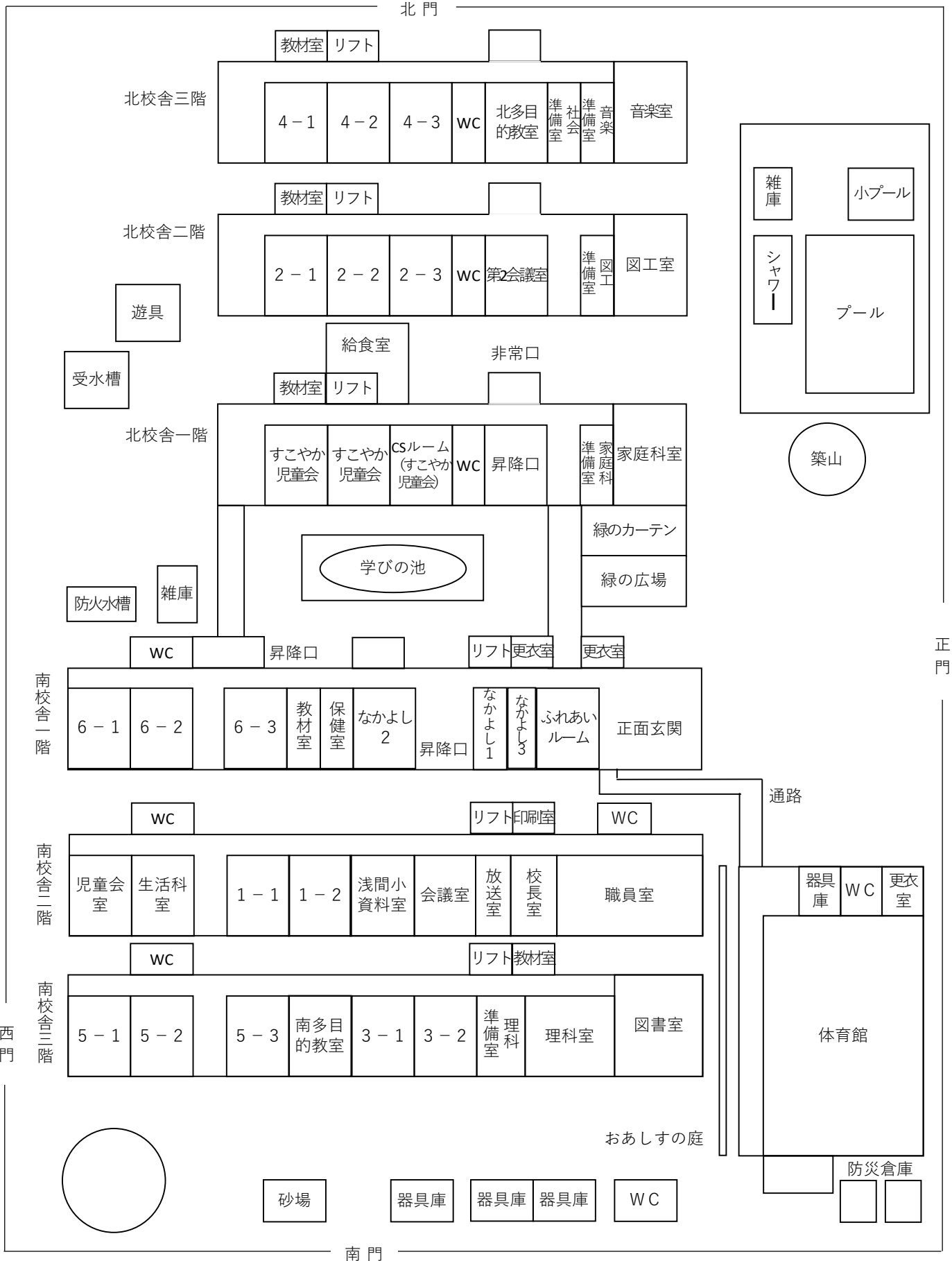
5月13日（水）

13:35~14:05

第1回学校運営協議会 参観授業一覧

学級	教科・領域	担当	学習内容	場所
なかよし1	学活	武田 あかね	なかよし1年生を迎える会	なかよし2組
なかよし2		杉山 早苗		
なかよし3		高野 航希		
1-1	国語	野澤 唯	ことばをさがそう	1-1
1-2	算数	安藤 鮎美	いくつかな	1-2
2-1	国語	河野 里美	たんぼぼのちえ	2-1
2-2	算数	中嶋 佑介	ひき算	2-2
2-3	国語	永濱 杏華	たんぼぼのちえ	2-3
3-1	学活	村松 麻衣子	やさしさいっぱい活動 みんなとなかよく話そう	3-1
3-2	学活	森 拓眞	やさしさいっぱい活動 みんなとなかよく話そう	3-2
4-1	国語	松居 賢哉	漢字の広場	4-1
4-2	社会	河村 由美子	わたしたちの県	4-2
4-3	理科	小澤 恵介	電池のはたらき	4-3
5-1	道徳	鈴木 耕太	親切とは	5-1
5-2	道徳	大庭 利恵	夢を実現するためには	5-2
5-3	社会	大石 正寿	低い土地の暮らし	5-3
6-1	算数	島津 貴仁	分数と整数のかけ算、わり算	6-1
6-2	算数	谷川 悠	分数と整数のかけ算、わり算	6-2
6-3	国語	大谷 麻梨	春のいぶき	6-3

浅間小学校 R 8 教室配置図



○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

改正 令和7年3月26日浜松市教委規則第6号

改正 令和8年3月23日浜松市教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(令7教委規則6・一部改正)

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民

等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(令8教委規則1・一部改正)

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年度 第4回 浅間小学校学校運営協議会 会議録(要点記録)

- 1 開催日時 令和8年1月29日(木) 午後2時20分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 浅間小学校 南校舎2階 会議室
- 3 出席委員 鈴木 秀志、高橋 与人、伊藤 元之、鈴木 明子、岡本 弥佐、
岩崎 香織、川合 正二、加藤 好洋
- 4 欠席委員 市原 美智恵
- 5 オブザーバー 加藤 晴康(南部協働センター所長)
- 6 学校支援コーディネーター 佐藤 穂
- 7 学 校 鈴木 啓二(校長)、土屋 里佳(教頭)、宮崎 由季(教務主任、
CS担当職員) 栗田 加奈(CSディレクター)
- 8 傍聴者 なし
- 9 会議録作成者 栗田 加奈(CSディレクター)
- 10 議長の選出

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、鈴木会長より伊藤委員を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。

11 協議事項

- (1) 学校関係者評価(「いじめ防止等のための基本方針について」)
- (2) 来年度の学校運営基本方針の説明
- (3) 学校運営協議会の自己評価

12 会議記録

司会の教頭から委員総数9人のうち8人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

(1) 学校関係者評価について

協議会に先立ち5時間目の授業参観を行った。その後、議長の指示により教務主任から別紙資料に基づき令和7年度学校評価アンケート結果およびそれを受けた改善案について説明があり、委員から以下の発言があった。

【やさしさいっぱい設問】

- ・人の良さを伝えてあげる活動があると自分では気付かなかった良いところに気付き、自己肯定感も上がる。(高橋委員)
- ・教員が振り返りの機会を作ることによって相互理解に繋がると思う。(伊藤委員)

【やる気いっぱい設問】

- ・「自主性をもって学習に取り組んでいる」は、子供たちと保護者のとらえ方に差がある。子供が保護者に伝えるのが一番伝わるがうまく伝わっていない。子供が保護者に伝える以外のツールを継続的に実施していくとよい。(高橋委員)
- ・共働き家庭が多い為、家で1人で学習する子どもが増えている。教員だけでなく、家での学習、復習は大切。(伊藤委員)
- ・大人の声掛けで子供はやる気が出ると思う。ここまで頑張れと具体的な着地点を声

掛けしてあげると粘り強く頑張れるのではないか。(岡本委員)

- ・言ったら聞いてもらえるという心理的安全性があると子供も話せる。子供が自分の言葉で分かり易く伝えるトレーニングも必要。(加藤委員)

【元気いっぱい設問】

- ・やさしさいっぱいやる気いっぱい元気いっぱいの子がたくさんいる。できている子が増えた中、できていない子をどうするかが課題。(明子委員)
- ・苦手な食べ物にもチャレンジしていくと我慢強さにも繋がると思うので食育は素晴らしい。(高橋委員)

【いじめ防止基本方針に基づく取組】

- ・色々ないじめの方法に対する対策を情報収集し共有してほしい。(高橋委員)
- ・やさしさいっばいに繋がるので、友達との会話の中でアンテナを張ることがいじめの早期発見に繋がる。(川合委員)

(2) 来年度の学校運営基本方針について

議長の指示により、校長より来年度の学校運営基本方針案について説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・引き続き児童の主体性を育ていけるよう、やさしさいっばい、やる気いっばい、元気いっばいの学校づくりに取り組んでほしい。(鈴木秀志委員)

(3) 学校運営協議会の自己評価

議長より、各委員の学校運営協議会自己評価をまとめた資料についての説明があった。その他の追記する意見は特になく全員が確認した。

夢育やらまいかCS加算分の報告

議長の指示により、教頭から夢育やらまいか事業予算のコミュニティ・スクール加算分(キャリア教育、地域・家庭の連携、環境教育、美化活動の推進)について報告があった。

浅間つばめ応援団の活動報告

議長の指示により、CSコーディネーターよりつばめ応援団の後期ボランティア活動報告があった。

その他連絡事項等

- ・来年度開催日時について
教頭から来年度の学校運営協議会の年間開催予定日程の連絡があった。

(様式1)

学校番号 (小・中)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(浅間小学校) 学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- ・子供たちの主体的な活動を充実していけるような話し合いをする。
- ・子供たちが夢や希望をもつことができよう活動設定について、学校のニーズに対応する。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ・学校の現状や課題や学校運営基本方針について校長から丁寧な説明があり、多様な経験と価値観をもった委員が様々な視点で熟議することができた。
- ・主体性、自己肯定感、相互理解のキーワードをどのように日々の教育活動や学校運営に反映させ、よりよい学校を作っていくかについて、活発に熟議することができた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ・地域や保護者、教員それぞれの視点を踏まえ、多角的に熟議をすることができた。それにより、貴重な提案や気づきなどが得られた。
- ・学校教育目標と支援活動のつながりを意識した熟議ができた。また、全職員が参加したことで、地域、保護者、学校が共通認識をもつことができ、今までにない成果があった。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

- ・コミスクだよりが昨年度2回から今年度は3回に増えた。コミスクに馴染みのない地域住民にも分かりやすいようコミスクとは何か、どのような効果があるか説明した。
- ・ブログやホームページ、さくら連絡網や回覧板を通じて発信を行い、誰でもわかりやすい内容で情報発信ができた。

＜評価項目4＞ 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ・主体性を育む活動はとても良かったので、来年度も継続して充実していけるような話し合いにしたい。夢をもち、粘り強く自分を高める子についても考えていきたい。
- ・学校と地域が連携し互いに信頼関係を築き、子供たちの学校生活がより豊かになるよう、学校のニーズについて熟議したい。

(様式1)

学校番号 (小)・中・高 18)
令和8年度 学校運営協議会自己評価表
浜松市立 (浅間小) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

--

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

--

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

--

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

--

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

--

学校運営協議会 年間計画(例)

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	令和8年 5月13日 水曜日 13:30～15:30 会議室	熟議テーマ (1)学校運営の基本方針について 説明 ⇒ 熟議 ⇒ 承認 (2)いじめ防止基本方針について (3)本年度の目標について (4)夢育やらまいか事業CS加算分に対する意見書について	
2	令和8年 7月24日 金曜日 13:30～15:30 会議室	熟議テーマ <input type="checkbox"/> 主体性を育む活動について <input type="checkbox"/> 学校教育目標具現化について <input type="checkbox"/> いじめ対策基本方針 <input type="checkbox"/> 学校評価について <input type="checkbox"/> 特色ある学校づくり <input type="checkbox"/> 学校の抱える課題と改善策 <input type="checkbox"/> 支援策の具体化	
3	令和8年 11月6日 金曜日 13:30～15:30 会議室	熟議テーマ <input type="checkbox"/> 学校教育目標具現化について <input type="checkbox"/> いじめ対策基本方針 <input type="checkbox"/> 学校評価について <input type="checkbox"/> 特色ある学校づくり <input type="checkbox"/> 「やさしさいっぱい活動」について <input type="checkbox"/> 学校の抱える課題と改善策 <input type="checkbox"/> 支援策の具体化	
4	令和9年 1月28日 木曜日 13:30～15:30 会議室	熟議テーマ(例) (1)学校関係者評価 学校の自己評価説明⇒改善策について熟議 ⇒次年度へ (2)次年度学校運営の基本方針について 説明 OR 承認 (3)学校運営協議会の自己評価 <input type="checkbox"/> 夢育やらまいかCS加算分の報告	